平成 17 年度

人事行政の運営等の状況

港　区

人事行政運営等の状況の公表について

区の人事行政に関する事項のうち職員給与の状況の公表については、昭和 56 年の自治事務次官通知「地方公共団体における給与・定数管理等の公表について」の基準に基づき、毎年 12 月、広報みなとにおいて公表しています。

平成 16 年８月に、地方公務員法が改正され、新たに第 58 条の２（人事行政の運営等の状況の公表）（平成 17 年 4 月 1 日施行）が追加されました。改正の趣旨としては、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を、区民に公表することで、より透明性を高めることを狙いとしています。

公務員は全体の奉仕者としての観点から労働基本権が制限されているため、給与やその他の勤務条件は人事委員会の勧告により、法律・条例等で適切に決定されております。その点もあわせて公表することで一層公正性、信頼性を高めることが出来るものと考えます。

このことから、港区では条例を定め、「人事行政の運営等の状況の公表」として広く区民の皆様へ周知いたします。

地方公務員法　（人事行政の運営等の状況の公表）
第 58 条の２　任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第 28 条の５項第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。
２　人事委員会又は公平委員会は、条例に定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。
３　地方公共団体の長は、前２項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第１項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

1　任用及び職員数の状況

①　部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年の４月１日現在）（単位：人）

区分		職員数		増減状況	
部門		16年	17年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	13	13	-	
	総務・企画	422	411	△ 11	運営体制の見直し等
	税務	72	73	1	法改正への対応
	民生	731	730	△ 1	運営体制の見直し等
	衛生	328	322	△ 6	業務量の減少
	商工	18	18	-	
	土木	256	250	△ 6	運営体制の見直し等
	小計	1,840 (58)	1,817 (72)	△ 23	
特別行政部門	教育	501	465	△ 36	運営体制の見直し等
	小計	501 (33)	465 (39)	△ 36	
公営企業等会計部門	国保事業	37	36	△ 1	人員配置の変更（再任用職員の活用）
	介護保険事業	34	35	1	人員配置の変更（再任用職員の活用の解消）
	その他	5	5	-	
	小計	76 (4)	76 (4)	-	
合計		2,417 (95)	2,358 (115)	△ 59	

注　職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員(一部事務組合派遣を除く）などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。(　)は再任用職員(短時間勤務職員)および再雇用職員で外書きです。

②　職員の採用及び退職等の状況

（16年度）

区分／職種	採用	離職								
		退職					免職			合計
		定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職 税務職 福祉職 医療職	57	26	15	19	1	3	0	0	0	64
技能労務職	2	19	5	7	1	0	0	0	0	32
教育職 その他教育職	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	59	45 （0）	20 （0）	27 （2）	2 （0）	3 （5）	0 （0）	0 （0）	0 （0）	97 （7）

注　（　）は再任用短時間職員で外書きです。

③　年齢別構成表

（17年４月１日現在）（単位：人）

年　齢 ＼ 性　別	男		女		合　計	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比
20歳未満	0	0.00%	2	0.18%	2	0.08%
20歳以上25歳未満	19	1.53%	45	4.03%	64	2.71%
25歳以上30歳未満	69	5.56%	112	10.04%	181	7.68%
30歳以上35歳未満	112	9.02%	188	16.85%	300	12.72%
35歳以上40歳未満	167	13.45%	163	14.61%	330	13.99%
40歳以上45歳未満	207	16.67%	166	14.87%	373	15.82%
45歳以上50歳未満	208	16.75%	160	14.34%	368	15.61%
50歳以上55歳未満	233	18.76%	138	12.37%	371	15.73%
55歳以上60歳未満	227	18.28%	142	12.72%	369	15.65%
合　計	1,242	100.00%	1,116	100.00%	2,358	100.00%

注　職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員（一部事務組合派遣を除く）などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

④　職員の職務別構成

（17年４月１日現在）（単位：人）

年　齢 ＼ 性　別		男		女		合　計	
		数	構成比	数	構成比	数	構成比
一　般 行政職等	部長級	12	0.97%	1	0.09%	13	0.55%
	統括課長級	8	0.64%	1	0.09%	9	0.38%
	課長級	45	3.62%	7	0.63%	52	2.21%
	総括係長級	60	4.83%	17	1.52%	77	3.27%
	係長級・主査	219	17.63%	97	8.69%	316	13.40%
	主任主事	303	24.40%	390	34.95%	693	29.39%
	主事	177	14.25%	357	31.99%	534	22.65%
	統括指導主事	0	0.00%	1	0.09%	1	0.04%
	新指導主事	2	0.16%	0	0.00%	2	0.08%
技　能 労務職	統括技能長	1	0.08%	0	0.00%	1	0.04%
	技能長	14	1.13%	2	0.18%	16	0.68%
	技能主任	39	3.14%	13	1.16%	52	2.21%
	主事	359	28.90%	180	16.13%	539	22.86%
教育職	園長	0	0.00%	6	0.54%	6	0.25%
	教頭	0	0.00%	4	0.36%	4	0.17%
	幼稚園教諭	3	0.24%	40	3.58%	43	1.82%
合　計		1,242	100.00%	1,116	100.00%	2,358	100.00%

注：１　職員数は、一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員（一部事務組合派遣を除く）などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。
　　２　一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

⑤　職員の昇任及び降任の状況

（16年度）（単位：人）

職　種 ＼ 区　分	昇　任			降　任
	係長級	課長級	部長級	
一般行政職等	32	11	2	0
教　育　職	1	2		0
合　計	33	13	2	0

注　一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

２．給与の状況

①　人件費の状況

(16年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (17年3月31日現在)	歳出額 （A）	実質収支	人件費 （B）	人件費率 （B／A）
172,237人	965億2,077万7,000円	89億3,208万2,000円	225億7,858万3,000円	23.4%
(168,060人)	(768億4,570万1,000円)	(87億7,047万9,000円)	(229億0,700万7,000円)	(29.8%)

注：１　人件費には、区長等特別職に支給される給料等および議員の報酬も含まれています。
　　２　（　）内は、15年度の状況です。

②　職員給与費の状況

(17年度一般会計予算)

職員数 （A）	給与費			計（B）	１人あたりの 給与費(B/A)
	給　　料	職員手当	期末・勤勉手当		
2,265人	97億4,818万円	27億1,705万1,000円	43億6,515万円	168億3,038万1,000円	720万2,000円

注：１　職員数は一般会計の予算計上の人数です(国民健康保険事業、介護保険事業、外部派遣の職員分は含まれていません)。
　　２　平成17年度当初の予算計上額です。
　　３　区長等特別職の給料等も含まれています。
　　４　職員手当には、児童手当・退職手当は含まれていません。
　　５　再任用短時間勤務職員は含まれていません。

③　職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

(平成17年4月1日現在)

区　分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港　区	360,238円	459,869円	43歳03月	342,458円	438,811円	46歳11月
東京都	361,472円	474,765円	43歳04月	334,443円	432,513円	46歳10月

注　平均給与月額とは、給料に職員手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く手当）を加えた平均月額です。

④　職員の初任給の状況

（17年４月１日現在）

区　　分		港区（23区共通）		国	
		初任給	採用２年 経過日給料額	初任給	採用２年 経過日給料額
一般行政職	Ⅰ類（大学卒）	179,800円	202,800円	Ⅰ種179,800円	Ⅰ種198,600円
				Ⅱ種170,700円	Ⅱ種184,400円
	Ⅲ類（高校卒）	144,300円	153,500円	138,800円	148,500円

⑤　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（17年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	Ⅰ類（大学卒）	281,133円	342,285円	397,550円
	Ⅲ類（高校卒）	247,233円	279,782円	341,240円
技能労務職		233,525円	294,920円	331,747円

注：１　経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
　　２　前職等のある場合は、特定の基準により採用後の年数に加えます。

⑥　一般行政職の級別職員の状況

（17年４月１日現在）

区分		10級	９級	８級	７級	６級	５級	４級	３級	２級	１級	計
標準的な職務		特に重要な業務を所掌する部長の職務	部長	極めて困難な業務を分掌する課長の職務	課長	困難な業務を処理する係長または主査の職務	係長・主査	主任主事	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	相当の知識または経験を必要とする業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	
職員数		1人	12人	9人	48人	98人	366人	279人 (16人)	231人	22人	10人	1,076人 (16人)
構成比		0.1%	1.1%	0.8%	4.5%	9.1%	34.0%	25.9% (100.0%)	21.5%	2.0%	0.9%	100.0% (100.0%)
参考	1年前の構成比	0.2%	1.0%	0.8%	4.3%	9.2%	32.2%	26.5% (100.0%)	20.8%	4.3%	0.7%	100.0% (100.0%)
	5年前の構成比	0.2%	0.7%	1.2%	3.6%	10.8%	26.5%	27.6%	25.3%	2.3%	1.7%	100.0%

注：１　職員数は、「港区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです（清掃事業派遣職員は含まれていません）。
２．税務職・福祉職は含まれていません。
３．四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。
４．（　）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

⑦　昇給期間短縮の状況

区　分		合　計	一般行政職	技能労務職	教育職
15年度	職員数（A）	2,410人	1,131人	688人	58人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数（B）	808人	440人	172人	13人
	比率（B／A）	33.5%	38.9%	25.0%	22.4%
16年度	職員数（A）	2,359人	1,102人	648人	54人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数（B）	825人	451人	147人	14人
	比率（B／A）	35.0%	40.9%	22.7%	25.9%

注：１　上記の職員数(B)は、特に勤務成績が良好な場合による短縮、昇任時における短縮、初任給調整による短縮等により普通昇給期間の経過前に給料月額を引き上げる職員数です。同一職員について、複数の短縮事由が該当する場合は述べ人数です。
２　合計には、一般行政職、技能労務職のほかに、医療職、福祉職などを含み、幼稚園教諭、指導主事は含まれません。

⑧　職員手当の状況

（16年４月１日現在）

区　分		港　区		都		国	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
期末・勤勉手当（支給割合）	６月期	1.65月分 (0.80月分)	0.40月分 (0.20月分)	1.60月分 (0.75月分)	0.45月分 (0.25月分)	1.40月分 (0.75月分)	0.70月分 (0.35月分)
	12月期	1.65月分 (0.95月分)	0.45月分 (0.25月分)	1.65月分 (0.95月分)	0.45月分 (0.25月分)	1.60月分 (0.85月分)	0.70月分 (0.35月分)
	３月期	0.25月分 (0.10月分)		0.25月分 (0.10月分)			
	合　計	4.40月分 (2.30月分)		4.40月分 (2.30月分)		4.40月分 (2.30月分)	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有		有		有	

注：１　（　）内は、再任用短時間勤務職員分です。
２　この公表の数値は、平成17年給与改定前の内容です。

（16年４月１日）

区分		港区		都		国	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
退職手当	勤続 20 年	24.25月分	35.00月分	24.25月分	35.00月分	21.00月分	27.30月分
	勤続 25 年	32.50月分	45.50月分	32.50月分	45.50月分	33.75月分	42.12月分
	勤続 35 年	49.75月分	59.20月分	49.75月分	59.20月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	50.00月分	59.20月分	50.00月分	59.20月分	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職者に対する特例措置（２％～20%加算）		定年前早期退職者に対する特例措置（２％～20%加算）		定年前早期退職者に対する特例措置（２％～20%加算）	
	退職時特別昇給	下記に該当する場合、２号昇給 １．公務上の傷病又は通勤による傷病により、功績顕著な者が退職又は危篤に陥った場合 ２．地方公務員法第28条第1項第4号の規程に該当する理由またはこれに準ずる理由により功績顕著な者が退職する場合 ３．生命を賭して善行を行った者が危篤に陥った場合		１号給 （公務上の死亡、整理退職等）		1号俸 （整理退職等）	
	１人当たりの平均支給額（16年度）	370万1,039円	2,576万2,918円				

調整手当（16年度決算）	支給対象地域	港区
	支給率	12%
	支給対象職員	全職員
	平均支給月額	42,971円

	区　分	全職種		支給額の多い手当
特殊勤務手当（16年度決算）	職員全体に占める手当支給職員の割合	33.5%	代表的な特殊勤務手当	深夜等勤務手当 週休日等勤務手当 清掃業務従事職員特殊勤務手当
	支給対象職員１人当たりの平均支給月額	8,081円		多くの職員に支給されている手当
	手当数	15		深夜等勤務手当 週休日等勤務手当 清掃業務従事職員特殊勤務手当

時間外勤務手当	15年度	支給総額	3億3,452万7,000円
		職員1人当たりの支給月額	23,888円
	16年度	支給総額	3億2,950万3,000円
		職員1人当たりの支給月額	24,626円

（17年４月１日）

区分	港区（23区共通）		都		国	
扶養手当	配偶者	15,700円	配偶者	15,500円	13,500円	
	配偶者以外２人まで	5,500円	配偶者以外２人まで	6,000円	6,000円	
	その他	4,500円	その他	4,000円	5,000円	
	16歳～22歳の子の加算	(一人につき) 4,000円	16歳～22歳の子の加算	(一人につき) 4,000円	(一人につき)　5,000円	
住居手当	扶養親族　有	8,800円	扶養親族　有	9,000円	自己所有住宅	2,500円
	〃　　無	8,300円	〃　　無	8,500円	賃貸住宅	支給限度額 27,000円
通勤手当	運賃相当額	(支給限度額 55,000円)	運賃相当額	(支給限度額 55,000円)	運賃相当額	(支給限度額 55,000円)

注　上記の数値は月額です。

3　勤務時間その他の勤務条件の状況

①　職員の勤務条件の状況

１週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時30分	17時15分	12時00分～ 12時45分	12時45分～13時00分 15時00分～15時15分

②　職員の年次有給休暇の使用状況（勤務条件等に関する調査《総務省》より）

総付与日数	総使用日数（A）	全対象職員数（B）	平均使用日数 （A）／（B）
61333.8　日	22,699　日	1,611　人	14.1　日

注　総付与日数とは、16年１月１日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したものをいいます。

③　育児休業及び部分休業の取得者数

（単位：人）

	育児休業		部分休業	平成16年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	取得者数	うち両休業取得者数	取得者数	（育児休業対象者数）	うち育児休業取得者数	うち両休業取得者数	うち部分休業取得者数
男性職員	1	0	0	28	1	0	0
	0	0	0				
女性職員	33	0	27	31	31	1	1
	48	18	28				
計	34	0	27	59	32	1	1
	48	18	28				

注　「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者」の欄の上段には平成16年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成15年度から16年度にかけて引き続いている者です。

④　育児休業及び部分休業の承認期間(平成16年度中に新たに育児休業を取得した職員について)

（１）育児休業承認期間

	育児休業承認期間												
	３月以下	３月超え６月以下	６月超え９月以下	９月超え1年以下	１年超え1年３月以下	１年３月超え１年６月以下	１年６月超え１年９月以下	１年９月超え２年以下	２年超え２年３月以下	２年３月超え２年６月以下	２年６月超え２年９月以下	２年９月超え	合計
男性職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
女性職員	0	1	9	11	2	5	0	1	0	1	2	1	33
計	1	1	9	11	2	5	0	1	0	1	2	1	34

（２）　部分休業承認期間

	部分休業承認期間												
	３月以下	３月超え６月以下	６月超え９月以下	９月超え１年以下	１年超え1年３月以下	１年３月超え１年６月以下	１年６月超え１年９月以下	１年９月超え２年以下	２年超え２年３月以下	２年３月超え２年６月以下	２年６月超え２年９月以下	２年９月超え	合計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	2	1	7	2	4	8	0	0	0	0	0	27
計	3	2	1	7	2	4	8	0	0	0	0	0	27

１日の部分休業取得時間（平均）				合計
30分以下	30分超え60分以下	60分超え90分以下	90分超え	
0	0	0	0	0
2	14	8	3	27
2	14	8	3	27

⑤　介護休暇の取得状況

	介護休暇取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父　母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男子職員	1	1		1						
女子職員	4	4		3		1				
計	5	5	0	4	0	1	0	0	0	0

	休暇の取得形式				介護を要した期間			
	計	全日型中心	時間型中心	その他	計	１月以下	１月を越え２月以下	２月超
男子職員	1		1		1			1
女子職員	4	4			4	3		1
計	5	4	1		5	3		2

４　分限及び懲戒処分の状況

①　分限処分の状況

（16年４月１日～17年３月31日）　　（単位：人）

処分事由 ＼ 処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第１項第１号					0	
心身の故障の場合	地公法第28条第１項第２号 第２項第１号			28		28	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第１項第３号					0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第１項第４号					0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第２項第２号					0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第２項					0	
合　　計		0	0	28	0	28	
地公法第28条第４項により失職した者							
地公法第28条第４項に基づく条例により失職しなかった者							

注　地公法とは地方公務員法のことです。

②　懲戒処分の状況

（16年４月１日～17年３月31日）　　（単位：人）

処分事由 ＼ 処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第１項第１号	1		1		2	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第１項第２号	1		1		2	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第１項第３号			2		2	
合　計		2		4		6	7

注　地公法とは地方公務員法のことです。

5　服務の状況

①　服務規律の遵守に関する取組み

取　組　内　容	職員への周知方法	周知した内容
職員の服務について	依命通達	職員の法令遵守、信用失墜行為の禁止
服務規律の確保	依命通達	勤務時間や休憩・休暇・休職等の管理について
職員の接遇	依命通達	言葉遣い、態度、身だしなみ等で区民（利用者）に不快感を与えないよう努めること。
職員の服装等について	依命通達	節度ある服装とネームプレートの着用等
公務員倫理について	依命通達	職務上利害関係にある部外者からの会食、贈答品の授受等厳に慎むこと。
職員の兼業・兼職について	依命通達	兼業規則の趣旨を十分認識させること。
ｾｸｼｭｱﾙ・ﾊﾗｽﾒﾝﾄの禁止について	依命通達	ｾｸｼｭｱﾙ･ﾊﾗｽﾒﾝﾄの禁止について周知徹底
職員の勤務時間の適正な管理について	依命通達	職員の勤務時間に対する意識啓発
職員手当に関する異動届について	依命通達	給与の誤支給を防ぐための周知徹底
職員の自家用車通勤について	依命通達	自家用自動車通勤の原則禁止
職員の省エネルギーに対する意識の啓発について	依命通達	大規模事業所として温室効果ガスの排出抑制に努めること。

②　病気休暇の取得状況

	0～10日未満	10～20日未満	20～30日未満	30～40日未満	40～50日未満	50～60日未満	60～70日未満	70～80日未満	80～90日未満	90日以上	合計
一般職員	35	19	11	6	5	4	2	1	0	14	97
教育職		1									1
計	35	20	11	6	5	4	2	1	0	14	98
再任用(外数)	2	1									3

6　研修及び勤務成績の評定の状況

①　研修実施計画（職層研修）

（17年度）

研修名	目　的	対　象	人員	時　期	主な研修内容
管理監督者	円滑な職場運営 円滑な組織運営 に役立てる	係長、課長、 部長級職員	173人	5～2月	コーチング 目標によるマネジメント 人事考課
現　任	政策形成能力の 向上を図る	採用後1年以上の一般職員及び主任主事	245人	5～1月	政策形成基礎 政策形成の基本的枠組みと問題解決のプロセス 異業種体験
新　任	職員としての基本的な心構え知識、情報の提供を行い、職場への円滑な対応と自己啓発の動機づけを図る。	16年4月1日付採用者及び前年度中途採用者	50人	4～5月 9～10月	公務員倫理、汚職防止 接遇 情報公開、個人情報 港区の防災 港区めぐり

② 研修の実施状況

（16年度）

区　分	研修名	対　象	回数	人　員	日　数
職層研修	管理監督者	部長・課長・係長級職員	29	274	80.5
	現任	採用後１年以上の一般職員	35	305	108
	新任	新規採用者及び前年度中途採用者	2	117	21
実務研修	接遇向上 窓口英会話(他２本)	係長、一般職員	5	64	6
	個人情報(他６本)	職務上必要とする職員	8	291	12
	ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ(他30本)	職務上必要とする職員	67	173	
派遣研修	手話講習会	職務上必要とする職員	40	3	40
	まちに出る研修	職務上必要とする職員	６コース	6	20
講習会	ＯＡ研修(他７本)	職務上必要とする職員	8	62	18
	教養講座(他６本)	希望する職員	7	229	8
部門研修	税務研修(他227本)	各部門職員	228	2,113	454
	介護予防(他75本)	職務上必要とする職員	201	144	
	自己啓発支援			31人及び 5ｸﾞﾙｰﾌﾟ	

③ 勤務評定の概要

区　分	評定要素	概　要	対象職員
能　力	・職務知識　・理解、判断力 ・企画力　・折衝、応対力 ・指導力	毎年10月１日を基準日として昨年の基準日以降の１年間を決定期間として実施。 評定要素別評価基準に基づき、第一次評定者(課長級)第二次評定者(部長級)が５段階の絶対評価による評定を行う。 なお、第二次評定者は５段階相対評価による総合評定を行う。	総括係長級以下の常勤職員（ただし、「指導力」の評定は主任主事以上の職員に限る。
態　度	・規律性　・積極性 ・協調性　・責任感		
業　績	・仕事の成果		

注　なお、管理職については、これとは別に勤務評定を実施しています。

④ 評定者訓練の実施状況　（16 年度）

対象者	概　　要	期　日
全部長級、課長級及び管理職選考合格者	評価の考え方を再認識し、評価力を高める。	８月
16 年度昇任課長級職員、管理職選考合格者等	勤務評定票作成に関する知識、情報、技術などの習得を図る。	９月

7　福祉及び利益の保護の状況

① 公務災害・通勤災害認定状況

職員数	公務災害				通勤災害	
	16年度中の認定件数		発生率	前年度中の公務上	16年度中の該当件数	前年度中の該当件数
	公務上	公務外				
2,382	22	1	9.2‰	25	7	2

注：１　発生率（‰ﾊﾟｰﾐﾙ）は、職員千人当たりの公務災害公務上認定数です。
　　２　職員数は公務災害補償の対象となる人数です。

② 健康診断の状況

対象職員数	受診数	受診率（%）
2,392	2,303	96.20%

③　職員住宅設置状況　（平成16年度）

住宅の種別	住宅名	開設日	所在地	戸数	1戸あたりの面積（㎡）
災害対策住宅（家族）	赤坂支所職員住宅	H8.2.1	赤坂4-18-13	8	61.20
災害対策住宅（家族）	高輪二丁目職員住宅	H8.11.1	高輪2-20-28	7	36.50
災害対策住宅（家族）	竹芝職員住宅	H10.4.25	芝1-8-23	2	61.30
災害対策住宅（家族）	桂坂職員住宅	H13.5.1	高輪2-13-8	73	60.33
災害対策住宅(独身)	芝公園職員住宅	S54.4.1	芝公園2-7-3	20	24.00
災害対策住宅(独身)	志田町職員住宅	S44.4.1	白金1-11-16	23	15.00
災害対策住宅(独身)	赤坂職員住宅	S48.4.1	赤坂6-4-8	10	14.50
災害対策住宅(独身)	芝職員住宅	S47.7.1	芝5-18-1	30	16.20
災害対策住宅(独身)	西麻布職員住宅	S46.10.1	西麻布2-13-3	14	11.10
災害対策住宅(独身)	赤坂支所職員住宅	H8.2.1	赤坂4-18-13	11	33.00
災害対策住宅(独身)	麻布職員住宅	S62.4.1	六本木5-16-45	3	28.00
災害対策住宅(独身)	白金一丁目職員住宅	H3.4.1	白金1-16-4	3	23.00
災害対策住宅(独身)	三田職員住宅	H7.5.1	芝4-1-17	7	30.00
災害対策住宅(独身)	台場職員住宅	H8.4.2	台場1-5-1	3	25.50
災害対策住宅(独身)	桂坂職員住宅	H13.5.1	高輪2-13-8	12	35.28
施設管理人住宅（家族）	麻布支所管理人住宅	S62.4.1	六本木5-16-45	1	44.00
施設管理人住宅（家族）	赤坂支所管理人住宅	H8.2.1	赤坂4-18-13	1	58.00
施設管理人住宅（家族）	高輪支所管理人住宅	H7.3.14	高輪1-16-25	1	60.40
施設管理人住宅（家族）	芝浦港南支所管理人住宅	S55.4.7	芝浦3-1-47	1	39.50
施設管理人住宅（家族）	芝浦港南区民センター管理人住宅	S63.8.1	芝浦4-1-47	1	38.10
施設管理人住宅（家族）	台場分室管理人住宅	H8.4.2	台場1-5-1	1	59.90
施設管理人住宅（家族）	港区コミュニティカフェ管理人住宅	H3.4.1	白金1-16-4	1	41.40
施設管理人住宅（家族）	三田福祉会館管理人住宅	H7.5.1	芝4-1-17	1	69.00
施設管理人住宅（家族）	芝公園福祉会館管理人住宅	S54.4.1	芝公園2-7-3	1	48.02
施設管理人住宅（家族）	本村福祉会館管理人住宅	S52.2.1	南麻布3-5-15	1	31.60
施設管理人住宅（家族）	豊岡福祉会館管理人住宅	S55.9.20	三田5-7-7	1	41.20
施設管理人住宅（家族）	白金台福祉会館管理人住宅	S55.12.20	白金台4-8-5	1	41.00
施設管理人住宅（家族）	青山福祉会館管理人住宅	S58.1.19	南青山2-16-5	1	44.50
施設管理人住宅（家族）	西麻布福祉会館管理人住宅	S58.2.23	西麻布2-13-3	1	34.50
施設管理人住宅（家族）	志田町保育園管理人住宅	S44.9.1	白金1-11-16	1	49.00
施設管理人住宅（家族）	西麻布保育園管理人住宅	S46.10.1	西麻布2-13-3	1	38.80
施設管理人住宅（家族）	愛宕敬老館管理人住宅	S42.4.1	虎ノ門3-15-4	1	40.00
施設管理人住宅（家族）	保健サービスセンター管理人住宅	S53.4.1	三田1-4-10	1	35.70
施設管理人住宅（家族）	白金台幼稚園管理人住宅	S59.8.1	白金台3-7-1	1	37.90
施設管理人住宅（家族）	青南幼稚園管理人住宅	S51.4.1	南青山4-18-17	1	35.60
施設管理人住宅（家族）	港区スポーツセンター管理人住宅	S50.1.1	芝浦3-1-19	1	36.00
施設管理人住宅（家族）	麻布運動場管理人住宅	S63.4.1	南麻布5-6-33	1	48.00
施設管理人住宅（家族）	みなと図書館管理人住宅	S54.7.19	芝公園3-2-25	1	35.10
施設管理人住宅（家族）	三田図書館管理人住宅	S57.4.1	芝5-28-4	1	43.70
施設管理人住宅（家族）	赤坂図書館管理人住宅	S60.9.1	南青山1-5-15	1	45.00
施設管理人住宅（家族）	港南図書館管理人住宅	H8.4.15	港南3-3-17	1	58.30
施設管理人住宅（独身）	白金福祉会館管理人住宅	H4.7.1	白金3-10-13	1	33.00
施設管理人住宅（独身）	新橋福祉会館管理人住宅	S46.4.1	新橋6.4.2	1	19.40
施設管理人住宅（独身）	中之町幼稚園管理人住宅	H9.11.1	赤坂9-3-24	1	31.40
施設管理人住宅（独身）	赤坂福祉会館管理人住宅	S48.4.1	赤坂6-4-8	1	27.12
施設管理人住宅（独身）	青南福祉会館管理人住宅	S58.2.9	南青山4-10-1	1	31.90
施設管理人住宅（独身）	港南児童館管理人住宅	S48.4.1	港南4-3-29	1	29.80
合　　計				258	

④　苦情処理委員会の取扱い状況

	取扱い件数
16年度	0　件